# 大学生の就職に係る公正採用 選考に反する問題事象報告

令和元年6月

大阪府商工労働部雇用推進室

## 「大学生の就職に係る公正採用選考に反する問題事象」報告 の作成にあたって

大阪府では、企業等の採用選考において、応募者の基本的人権を尊重し、適性・能力を基準とした採用選考が行われるよう、厚生労働省大阪労働局と連携して公正な採用選考制度の確立に向けた啓発等に取り組んでいます。

このうち、大学生の就職に係る公正な採用選考制度の確立に向けた取り組みについては、公正採用・雇用促進会議の「問題事象に対する解決方策等検討会」報告に基づき、学生や就職担当者から報告される問題事象について、具体的に改善に向けて取り組むとともに、再発防止に向けた啓発等にも取り組んでいるところです。

この「大学生の就職に係る公正採用選考に反する問題事象」報告は、こうした取り 組みを取りまとめ、大学生の採用選考に際しての就職差別につながる問題事象の状況 を広く企業や府民に明らかにすることにより、再発防止に向けた啓発に資することを 目的に、全国的にも唯一の報告書として公表しているものです。

府民並びに企業の皆様には、大阪府における大学生の就職に係る公正な採用選考制度の確立に向けた取り組みをご理解いただくとともに、当報告を参考にしていただき、今後とも公正な採用選考制度の確立に向けて取り組んでいただきますよう、お願い申し上げます。

令和元年6月

大阪府商工労働部雇用推進室長

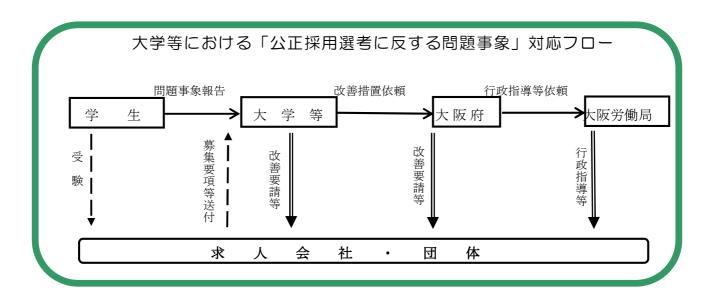
# 一 目 次 一

t	学生の就職受験に係る公正採用選考に反する問題事象への取り組み	1
	「大学生における就職差別につながる問題事象」の状況	
1	平成 29 年度「大学生における就職差別につながる問題事象」の概況・・・・・・・	2
2	募集要項等に関わる問題事象への対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
問	問題事象の諸事例	
1	募集要項等に関わる問題事象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2	学生からの報告による問題事象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6

#### 大学生の就職受験に係る公正採用選者に反する問題事象への取り組み

大阪府は平成17年度から、「公正採用・雇用促進会議」研究部会報告(下記<参考>参照)に基づき、府内の大学生(短大生、高専生を含む。)の就職試験に関して、本人の適性・能力に関係のない不適切な質問等の公正な採用選考に反する問題事象を把握し、企業に改善を求める取り組み行っています。

大学等就職担当者による求人企業等の募集要項・求人票等のチェックと、学生からの求人企業等の採用募集・選考後に就職担当者へ提出される問題事象報告により把握した問題事象については、 大学等及び関係行政機関が連携して当該事業所に対して事実調査や必要な是正指導等を行います。



#### く参 考>

## 「大学生の就職受験に係る公正採用選考に反する問題事象への取り組み」までの経過 — 「公正採用・雇用促進会議」研究部会—

「大学生の就職受験に係る公正採用選考に反する問題事象への取り組み」については、「公正採用・雇用促進会議」研究部会報告に基づき実施しているものです。

「公正採用・雇用促進会議」は、学識経験者、関係行政機関、人権関係団体、労働団体、 雇用主団体等により構成され、就職差別撤廃に向けて企業等に対する啓発・指導、採用選 考や雇用促進のあり方等について研究・協議しています。

また、より具体的な協議を進めるために、中学校・高等学校・職業能力開発校等専門委員会、大学等専門委員会が設置されているほか、調査・研究機能として随時にテーマを設定した研究部会が設置されています。

「大学生の就職受験に係る公正採用選考に反する問題事象への取り組み」については、 平成 15 年度研究部会において「大学等卒業者の就職実態の把握と公正な採用選考を実現す るための対応」として基本的考え方が示され、平成 16 年度「問題事象に対する解決方策等 検討会」により、その具体的な実務方策が示されました。

## 「大学生における就職差別につながる問題事象」の状況

## 1 平成29年度「大学生における就職差別につながる問題事象」の概況

<大学等で把握された就職差別につながる問題事象件数の推移(25~29年度)> 【表1】

	問題事象の内容	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度
	~④〕小計	1件	0 件	0 件	0 件	0 件
胆	本籍・出身地に関する質問欄	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
҈ 題	家族状況に関する質問欄	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件
別の	戸籍謄(抄)本等(住民票等)の提出	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
(就職担当者から)問題のある募集要項等	男女雇用機会均等に反する募集要件等	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
当募	その他〔小計〕	3 件	0 件	2 件	0 件	0 件
か集かま	・中学校等からの学歴記載	0 件	0 件	1 件	0 件	0 件
らず	・帰省先の記載	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
等	・健康診断書の提出、健康状態等の質問	2 件	0 件	1 件	0 件	0 件
	・最寄の交通機関・駅名	1 件	0 件	0 件	0 件	0 件
	・その他	0 件	0 件	0 件	0 件	0件
	合 計	4 件	0件	2 件	0件	0 件

	面 接 以 外	の問	題事	象		
	身元調査	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
問題の	戸籍謄(抄)本等(住民票等)の提出	2 件	0 件	1 件	0 件	0 件
担 し	③会社独自の履歴書・エントリーシート等〔計〕	7件	5 件	15 件	0件	1 件
(学ある	*( )内は、報告のあった実件数	(4)	(3)	(4)	(0)	(1)
生る	・本籍・出身地に関すること	3件	0 件	2 件	0 件	0 件
生から)	・家族状況に関すること	2 件	4 件	9 件	0 件	1 件
ジ要	・思想・信条、宗教に関すること	1 件	1 件	0 件	0 件	0 件
項	・その他	1件	0 件	4件	0 件	0件
寺	男女雇用機会均等に反すること	3 件	0 件	0 件	0 件	1 件
	その他(不適切な健康診断・作文等)	6 件	1件	1件	3 件	4 件
	숌 計	18 件	6件	17 件	3 件	6 件

	н п	10 17	νп	17 [	ν П	νп
	面 接 時 に 問 題	のある	質問	等 〔討	-)	
	本籍・出身地に関すること	2 件	1件	1件	1件	0 件
	住居状況に関すること	0 件	1件	0 件	1件	2 件
	生活・家庭環境等に関すること	2 件	1件	1件	0 件	3 件
面	家族状況に関すること〔小計〕	26 件	18 件	19 件	17 件	21 件
面 接 時	●家族の構成に関すること	10 件	6 件	7件	7件	9 件
時	●家族の職業・学歴に関すること	13 件	9件	8件	7件	7 件
(学問 生題	●家族の収入・資産に関すること	0 件	0 件	1 件	2 件	2 件
学問生題	●その他	3 件	3 件	3 件	1 件	3 件
から)	思想等に関すること〔小計〕	1件	4 件	0 件	0 件	1 件
から)のある質問等	●支持政党に関すること	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
質	●尊敬する人物に関すること	1 件	1 件	0 件	0 件	0 件
等	●購読新聞・愛読書に関すること	0 件	2 件	0 件	0 件	1 件
,,	●その他	0 件	1件	0 件	0 件	0 件
	男女雇用機会均等に反すること	2 件	3 件	1件	2 件	4 件
	面接―上記以外の問題ある質問等	2 件	2 件	4 件	5 件	4 件
	숌 計	35 件	30 件	26 件	26 件	35 件
	*( )内は、報告のあった実件数	(20)	(11)	(8)	(9)	(14)
	総合計	57 <b>件</b>	36 件	45 <b>件</b>	29 件	41 件

## 2 募集要項等に関わる問題事象への対応

#### (1)就職差別につながる問題事象の対応状況

【表 2 - 1】

\* ( ) 内は内数で「他」⇒他府県、「官」⇒官公庁関係

内 容 項 目		件	数		〔労働局〕 行政指導等	〔大阪府〕 改善要請等	〔大学等〕 改善要請等
	25 年度	0(他	0官	0)	0	0	0
十二年北川田十フート	26 年度	0(他	0官	0)	0	0	0
本籍・出身地に関すること	27 年度 28 年度	0(他 0(他	<u>0官</u> 0官	0)	0	0	0
	29 年度	0(他	0官	0)	0	0	0
	25 年度	1(他	1官	0)	1	0	0
	26 年度	0(他	0官	0)	0	0	0
家族状況に関すること	27 年度	0(他	0官	0)	0	0	0
	28 年度	0(他	0官	0)	0	0	0
	29 年度	0(他	0官	0)	0	0	0
	25 年度	0(他	0官	0)	0	0	0
戸籍謄(抄)本等(住民票)の	26 年度 27 年度	0(他 0(他	0官 0官	0)	0	0	0
提出	28 年度	0(他	<u>0官</u>	0)	0	0	0
	29 年度	0(他	0官	0)	0	0	0
	25 年度	0(他	0官	0)	0	0	0
<b>男大喜田撒会わ答に</b>	26 年度	0(他	0官	0)	0	0	0
男女雇用機会均等に 反すること	27 年度	0(他	0官	0)	0	0	0
及りること	28 年度	0(他	0官	0)	0	0	0
	29 年度	0(他	0官	0)	0	0	0
その他	25 年度	3(他	1官	0)	4	0	0
その他(内訳)	26 年度	0(他	0官	0)	0	0	0
中学校等からの学歴記載		0(他	0官	0)	0	0	0
帰省先の記載		0(他	0官	0)	0	0	0
健康診断書の提出、健康状態	等の質問	0(他	0官	0)	0	0	0
最寄の交通機関・駅名		0(他	0官	0)	0	0	0
その他		0(他	0官	0)	0	0	0
その他(内訳)	27 年度	2(他	2官	0)	2	0	0
中学校等からの学歴記載		1(他	1官	0)	1	0	0
帰省先の記載		0(他	0官	0)	0	0	0
健康診断書の提出、健康状態	等の質問	1(他	1官	0)	1	0	0
最寄の交通機関・駅名		0(他	0官	0)	0	0	0
その他		0(他	0官	0)	0	0	0
その他(内訳)	28 年度	0(他	0官	0)	0	0	0
中学校等からの学歴記載			0官	0)	0	0	0
帰省先の記載		0(他		0)	0	0	0
健康診断書の提出、健康状態	等の質問	0(他		0)	0	0	0
最寄の交通機関・駅名	711250	0(他		0)	0	0	0
その他		0(他	0官	0)	0	0	0
その他(内訳)	29 年度	0(他	0官	0)	0	0	0
での他(内部)		0(他	0官	0)	0	0	0
帰省先の記載	0(他	0官	0)	0	0	0	
健康診断書の提出、健康状態	0(他	0官	0)	0	0	0	
最寄の交通機関・駅名	0(他	0官	0)	0	0	0	
取号の文理機関・駅石 その他		0(他	. <u>以</u> 真 0官		0	0	
<sub> </sub> ての他	95 年亩			0)			0
	25 年度	4(他	4官	0)	4	0	0
計	26 年度	0(他	0官	0)	0	0	0
	27 年度	2(他	2官	0)	2	0	0
	28 年度	0(他	0官	0)	0	0	0
	29 年度	0(他	0官	0)	0	0	0

#### (2) 学生からの報告による問題事象への対応

25~28 年度に学生から報告された問題事象のうち、企業等に対する労働局による行政指導等、または大学等並びに大阪府による改善要請等の対応状況は【表2-2】のとおりです。

28年度の学生からの問題事象報告は、29件でした。面接時等の問題事象では「家族状況に関すること」に関する質問の割合が、本統計開始以来、引き続き、最も多くなっています。

なお、このように労働局による行政指導並びに大学等、大阪府からの改善要請等を行わなかった下表以外の企業・団体に対しても、大阪府あるいは大学等から、文書により公正な採用選考制度の確立を求める旨の要請を行っています。

【表2-2】

\* ( ) 内は内数で「他」⇒他府県、「官」⇒官公庁関係

【表 2 一 2 】		* (	)内は内剣	内は内数で「他」⇒他府県、「官」⇒官公庁関係					
内容項	Ш	件数	〔労働局〕 行政指導等	〔大学等〕 改善要請等	〔大阪府〕 改善要請等	企業名等 不明により 対応不可			
	25 年度	0(他 0官 0)	0	0	0	0			
	26 年度	0(他 0官 0)	0	0	0	0			
身元調査	27 年度	0(他 0官 0)	0	0	0	0			
	28 年度	0(他 0官 0)	0	0	0	0			
	29 年度	0(他 0官 0)	0	0	0	0			
	25 年度	2(他 0官 1)	0	0	0	0			
	26 年度	0(他 0官 0)	0	0	0	0			
戸籍謄(抄)本等	27 年度	2(他 2官 0)	1	1	0	0			
(住民票)の提出	28 年度	0(他 0官 0)	0	0	0	0			
	29 年度	0(他 0官 0)	0	0	0	0			
	25 年度	7(他 6官 0)	5	2	0	0			
A 1181 4:	26 年度	6(他 2官 0)	1	5	0	0			
会社独自の履歴書・	27 年度	15(他 8官 0)	15	0	0	0			
エントリーシート等	28 年度	0(他 0官 0)	0	0	0	0			
	29 年度	1(他 1官 0)	1	0	0	0			
	25 年度	5(他 2官 3)	0	5	0	0			
	26 年度	3(他 0官 1)	0	2	1	0			
男女雇用機会均等に	27 年度	1(他 1官 0)	1	0	0	0			
反すること	28 年度	2(他 1官 0)	2	0	0	0			
	29 年度	5(他 3官 0)	5	0	0	0			
	25 年度	39(他14官 5)	4	35	0	0			
その他	26 年度	27(他 6官 2)	9	16	2	0			
(不適切な健康診断・	27 年度	25(他 9官 0)	25	0	0	0			
作文等)	28 年度	27(他18官 0)	27	0	0	0			
	29 年度	35(他 4官 0)	35	0	0	0			
	25 年度	53(他22官 0)	9	44	0	0			
	26 年度	36(他 8官 3)	10	23	3	0			
計	27 年度	43(他20官 0)	42	1	0	0			
	28 年度	29(他19官 0)	29	0	0	0			
	29 年度	41(他28官 0)	41	0	0	0			

## 問 題 事 象 の 事 例

#### 1 募集要項等に関わる問題事象

#### 【事例1 (大阪府外の企業)】

面接で、家族構成・氏名、家族の職業・収入、祖母が入所する老人ホームの場所と名称についての質問があった。また、応募用紙にて、家族構成、家族の職業、収入の記載を求められ、さらに応募書類として、健康診断書の提出を求められた。

#### [問題事象への対応]

労働局が事業所へ確認を行ったところ、「家族構成・氏名、家族の職業について質問を行った。ただし、家族の収入、祖母が入所する老人ホームの場所と名称については質問したか記憶にない」、「面接する前に応募書類としてアンケート(家族構成・職業を含む)を、強制はしていないが記載を求めた。ただし、家族の収入については記載を求めていない。また、応募書類として、大学が作成している健康診断書の提出を求めた」と答えた。

これに対して労働局は、「家族構成、家族の職業・収入、祖母が入所する老人ホームの場所と名称については、適性・能力に関係のない、本人に責任のない事項の把握であり、就職差別につながるおそれがあり、公正な採用選考の考え方に反する旨」を指導した。

また、アンケートについては中止を求めたが、事業所は「継続したい」とのことから、「本人に 責任のない事項、本来自由であるべき事項を記載しないようにすること。当面はアンケートを中止 し、内容を改訂し、職業安定所が確認したうえで使用すること」を指導した。

健康診断書については、合理的必要性がない場合は、就職差別につながるおそれがあるので提出 を求めないことを指導した。

当該事業所からは「今後は家族に関する質問、家族に関するアンケートについては行わないようにする。アンケートは、不適正な内容は削除したうえで使用し、変更したアンケートを職業安定所が内容を確認したうえで使用する。健康診断書については、合理的必要性がない場合は今後、提出を求めない」と回答している。

#### 【事例2 (大阪府内の企業)】

大学生を対象とした求人説明会において、参加者に「身長・体重」の項目があるエントリーシートを記入させた。

#### [問題事象への対応]

労働局が事業所へ確認を行ったところ、当該事業所は「当該説明会を3月から実施しており、問題となったエントリーシートについては、使用していない認識であったが、指摘を受けて、以前使用していた様式を確認すると身長・体重の項目があったので、旧様式が混在してしまったかもしれない。現在使用しているエントリーシートが不足した際に、PC上に残っていた旧様式の物を誤って使用したかもしれない。旧様式の使用については、他意は全く無く、選考時の材料とすることは一切ない。また、今後使用することはない」と答えた。

これに対し労働局は、「会社独自のエントリーシート等に『身長・体重』等を記入させることは、 職務を遂行するうえで何ら関係のない事項であり、その様な項目について記入させることは、本人 の適性・能力で判断する公正採用選考の考えに反する」と説明を行った。

また、企業の求人説明会については、「応募を決めていない者も多数参加している可能性があり、 採用基準としない不要な情報等を記入させ、情報を収集することは、結果として、就職差別に繋が るおそれがある。不要な事項を削除すること」と指導した。

当該事業所から「エントリーシートは、社内で再度見直しを行うとともに、面接の対応等についても改めて検討したい。公正採用選考については、十分に理解しているつもりであったが、これを機に再度、社内全体で見直し再発防止に努めていきたい」と回答した。

#### 2 学生からの報告による問題事象

#### 【事例3 (大阪府内の企業)】

面接において、家族構成、家族の職業・役職についての質問があった。

#### [問題事象への対応]

労働局が事業所へ確認を行ったところ、当該事業所は「一次面接と二次面接は同じ担当者にならないようにしており、三次面接は社長面接であった。一次・二次面接は質問項目をあらかじめ決めているため、そこで質問した可能性は低い。実質的な選考は一次・二次面接で終わり、三次面接は雑談形式で内容が採否に反映することはない。話のやりとりの中で家庭環境の話題となったのかもしれない」と回答した。

この回答に対して、「家族構成、家族の職業・役職は本人の責任でない事柄であり、就職差別につながる不適切な質問であること」を指摘した。さらに、「実際の選考結果に影響することはないといえども、その質問を受けたことにより応募者が本来の実力を発揮できずに正しい評価ができなくなる可能性があるため、不適切な質問をしないこと」と指導した。

当該事業所は「今後は公正な採用選考を実施し、本人の適性・能力面に関係する内容以外は質問しない」と回答した。

#### 【事例4 (大阪府内の企業)】

面接において、住宅状況、家族構成、愛読書、身長・体重についての質問があった。

#### [問題事象への対応]

労働局が確認を行ったところ、当該事業所は「統括本部長が採用選考時に、印象に残った本について質問した。その他については覚えがないが、全て採用選考の判断基準に用いるつもりはない。また、面接の前に説明会を実施しており、その後、面接希望者のみ一次面接を行いコミュニケーションの受け答えの反応を確認するために愛読書に類する質問をした」と回答した。

この回答に対して「家族構成、住宅状況、愛読書、身長・体重についての質問は、本人が業務を遂行するうえで何ら関係のない事項であり、その回答により採否が判断されれば、本人の適性・能力を採用基準とする公正な採用選考の考えに反することになる。また、応募者の中には、上記質問について聞かれたくないと思っている応募者もおり、その質問をされることで動揺し、その後の面接態度等に影響を及ぼすことが考えられる。その状態で面接をされ採否を判断されてしまえば、公正な採用選考と言い難い」と指導した。

さらに、事業が急成長しており今後も従業員の採用が続く予定で、公正採用選考人権啓発推進員 研修が未受講であったため、不適切な質問内容の例を中心に公正な採用選考について指導した。

事業所は「公正採用選考について理解するとともに、事業所内で共有化していくことで再発防止を図りたい」と回答した。

#### 【事例5 (大阪府内の企業)】

面接において、奨学金の金額の質問と借入明細書を提出するように求めた。

#### [問題事象への対応]

労働局が確認を行ったところ、当該事業所は「以前採用した社員が、借金が原因で会社のお金を使い込み、懲戒解雇した過去があるという理由から借金があるかを質問した。本人が奨学金の借り入れがあると話したため、奨学金の内容を質問した。借入明細書の提出指示はしていない」と回答した。また、「借金のことを聞くのは、どうして悪いのか。借金をしていて給与が返済額と生活費で相殺できない人に就職されたら、会社内でお金の使い込みなどトラブルのリスクがある。中小企業では当たり前のこと」と主張した。

この回答に対して「面接において、本人の適性・能力以外は聞かない、書かせない、調べない」の3項目を指導した。さらに、「現在の学生は奨学金を多数利用しており、また、借金をしている人はどこの事業所でもある事例であり、借金をしている人がすべて仕事に適応しないわけではない。

入社後の指導や研修で、そのようなトラブル回避をしていただき、あくまでも面接時は本人の適性・能力以外のことを質問しないこと」と強く再指導した。

事業所は「今後は、面接における就職差別につながるおそれのある項目については、質問しないよう気をつける」と回答した。

#### 【事例6 (大阪府外の企業)】

エントリーシートにおいて子どもが何人ほしいかなどの質問があった。また、面接で、住宅状況、 家族構成、家族の職業(姉の仕事内容と勤務地)、についての質問があった。さらに、「うちの会社 は男社会なのでしんどいかもしれないが大丈夫か」との発言があった。

#### [問題事象への対応]

労働局が確認を行ったところ、当該事業所は「家族構成や職業などを調べることを意図した質問ではなく、住宅販売会社であることから、あくまでも関連する話の流れの中での会話であり、採用を左右するものではない。また、『うちの会社は男社会なので』という質問は、工事関係従事者には男性が多く、一般的に大工さん等に一方的に指示するようなきついイメージであったり、現場の仮設トイレの使用など男性と同様の扱いとなったりすることから、仕事内容を説明する会話の中で出たものと思われ、女性を排除することを意図した発言ではなく、応募者全員に対して同様の仕事内容の説明と質問をしている。また、女性の採用実績もあり、今年度も同職種で女性を内定している。さらに、エントリーシートについて、採用する方の家業が建設関係の場合、不都合が生じる可能性があるため、応募者から建設関係に関するアンケートを取っており、その中に家族が建設関係かどうかの質問があるが、子供が何人ほしいか等の将来希望する家族構成に関する質問事項はない」と回答した。

この回答に対して「面接において、家族・住宅状況に関する質問がなされたことは、話の流れの中で意図していない発言であったとしても、応募者が就職差別と感じた可能性が高く、このような質問が就職差別につながるおそれがあることを十分認識すること。また、「うちは男社会なので・・・」の質問は、仕事内容の説明に付随しての発言で、男性にも同様の説明と質問を行っているとのことであり男女雇用機会均等法には抵触しないが、応募者は女性の採用に消極的であると感じており、今後は女性も活躍できる職場であることをアピールするなどし、誤解を招く表現は改めるよう」に指導した。

さらに、「会社独自のアンケートで、家族が建設業かどうかの質問については直ちに廃止し、公 正採用の内容にそくした内容に見直すこと。また、採用選考は、本人の能力と適性のみで判断する ものであることから、企業が懸念する事柄が実際にあっても、採用基準にすることはできないこと」 を指導した。